

答 申

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成15年8月29日付けで異議申立人に対し行った一部開示決定処分は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、平成15年8月18日付けで「03 - 0074に対する（峡東林環部）事故報告書」の開示を求めて開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に対応する行政文書として、「工事事故報告書（平成15年度予防治山事業 栃の沢工事 契約番号03 - 0074）」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、条例第8条第1号及び第2号に該当するものとして、本件文書の一部開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、理由を付した上で、平成15年8月29日付け峡東林1第8 - 15号をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、本件文書の一部を不開示とした理由は以下のとおりである。

（1）条例第8条第1号に該当する。

本件処分で条例第8条第1号に該当するため不開示とした部分は、個人の氏名、年齢、役職、住所、診断結果、工事現場主任技術者及び事故の直接責任者の実務年数（以下「実務年数」という。） 峡東林務環境部長以上の職にある者を除く県職員の印影であり、これらの情報は特定の個人が識別され得る情報であり、本号本文に該当する。

（2）条例第8条第2号に該当する。

条例第 8 条第 2 号に該当するため不開示とした部分は、法人の印影、工事写真中の車輛登録番号であり、これらは法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、本号本文に該当する。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 15 年 9 月 4 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立て

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち診断結果、実務年数を不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 負傷者の氏名を不開示としたのであるから、全治何カ月、何週間療養等の診断結果は、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるとは言えず、開示すべきである。
また、実務年数を開示しても特定の個人を識別することは出来ないものであるから開示すべきである。
- (2) 過去に事故報告書の開示請求をしたときには、診断結果の部分は開示されており、本件においても開示されるべきである。
- (3) 行政には、事故報告から指名停止の処分に至る経過についての説明責任があり、この観点からすれば、どのような事故によって、どの程度の期間指名停止となるのか、また、事故がどれほどの経験を有した監督者のもとで発生したのかが分かる部分は開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、不開示理由説明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書の内容について

本件文書は、具体的には次の文書から構成されている。

工事事務報告書（峡東地域振興局林務環境部長から森林環境部長あて）

事故報告書（峡東地域振興局林務環境部内報告書）

誓約書（工事施工業者から峡東地域振興局長あて）

位置図

平面図

写真

工事事務報告書（事故報告書を含む。）は、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」（以下「要領」という。）に基づき作成されるものである。

要領によれば、県が発注する建設工事並びに建設工事に係る調査、測量、設計及び管理業務並びに土木施設の維持管理業務（以下「県工事」という。）において、工事事務等が発生したときは、本庁の課（室）又は出先機関の長は、速やかに所管部局長に報告し、所管部局長は報告書により土木部長にその旨通知するものとされている。

報告書により事故を報告する場合としては、県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合や、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合がある。

本件文書は、峡東地域振興局が発注した予防治山事業工事に係る報告書であるが、工事事務等の報告及び事故に伴う指名停止等の措置は、土木部作成の要領によるものとされているところであり、要領第4の規定に基づきなされたものである。

本件文書及びには、発注者名、工事名、施工場所、業者欄には商号、代表者名、許可番号、営業所所在地が記載してあり、工事事務等の内容として事故発生の日時場所、負傷者の住所、氏名、年齢、性別、事故に至る経緯、負傷状況、救助方法、病院での検査内容、医師の診断結果、警察及び労働基準監督署による現場検証の有無等が記載されている。

2 本件処分で不開示とした部分について

条例第8条第1号に該当する部分として、個人の氏名、年齢、役職、住所、診断結果（負傷状況、病院での検査内容、医師の診断結果に係る記述部分）実務年数及び地域振興局の部長以上を除く県職員の印影を不開示するとともに、条例第8条第2号に該当する部分として、法人の印影、写真中の車輜登録番号を不開示とした。

このうち、不開示としたことについて異議があった部分は、診断結果と実務年数である。

3 条例第8条第1号の該当性について

条例第8条第1号は特定の個人を識別することができる情報、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示情報としている。

診断結果等は、通常人には知られたくない情報であり、個人のプライバシーに属する情報であって、本件処分のように特定の個人を識別することをできなくしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

実務年数は、それを公開することにより、本件工事施工業者の従業者数からすれば、特定の個人が識別され得る情報であって、本号本文に該当するものである。

なお、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、或いは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、若しくは公務員に関する情報でもないため、本条本号ただし書イからハのいずれにも該当しない。

4 異議申立人のその他の主張について

(1) 異議申立人は、異議申立書において過去の事例と異なる取り扱いである旨主張している。

過去の事例とは、平成14年9月4日付け富東企7第8-19号による一部開示決定処分のことであると解される。当該決定においては、本件処分で不開示とした医師の診断結果に係る記述部分を開示しているが、これは誤った判断であり、本件処分に当たっては、個人情報保護の要請が高ま

る中で、診療録に記載される情報を参考に改めて傷病に係るプライバシー情報の範囲について検討を行い、不開示とするに至ったものである。

- (2) また、異議申立人は、行政には事故報告から指名停止に至る経過を説明する責任があり、どの程度の事故がいかなる経験を有する現場監督者のもとで発生したのかを知るために、診断結果及び実務年数について開示すべき旨主張しているものと解される。

本件処分に係る事故について行政が行うべき説明は、要領の別表第1の7に規定された要件に該当するため、要領に規定された範囲で指名停止期間を決定したことを明らかにすれば足りるものとする。

以上のとおり、本件処分は、条例に基づいた適正なものであり、違法又は不当な点はないので、これに係る異議申立ては理由がないものである。

第5 審査会の判断

本審査会は、異議申立人提出の異議申立書、実施機関提出の行政文書一部開示決定通知書、不開示理由説明書及び本件文書記載事項の調査結果に基づいて以下のとおり判断した。

1 本件文書について

本件文書は、第4、1のとおりであり、診断結果は本件文書 に、実務年数は本件文書 に記載されている。

2 争 点

本件不開示部分が、条例第8条第1号に該当するか否かという点である。

3 条例第8条第1号の該当性について

(1) 条例第8条第1号の趣旨

条例第8条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にするこ

とにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示とする趣旨である。

(2) 条例第8条第1号の該当性について

そこで、上記趣旨に照らして、本件文書に記載されている情報について条例第8条第1号の該当性について判断する。

ア 診断結果について

本件不開示部分のうち、診断結果を記述した部分には、負傷状況、病院での検査内容、治療に要する期間が記載されている。

条例は、本号本文において個人に関する情報は不開示とできる旨定めており、個人に関する情報を開示しないことによって守られる利益は、個人の正当な権利利益であるところ、その中心部分はいわゆるプライバシーである。

しかしながら、プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確とはなっていないため、特定の個人が識別され得る情報を開示すると、一般に、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがあることから、いわゆる「個人識別型」を基本として不開示情報を定めたものである。

また、本号本文においては、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」も不開示情報としている。

個人識別性のある部分を除いて開示しても、個人の正当な権利利益を害するおそれのある情報としては、例えば、診療録、反省文などが考えられる。

上記に例示した情報と同様、治療に要する期間の情報についても、程度の軽重に係わらず、個人の人格と密接に関連する情報であって、一般的に他人に知られたくない情報であり、本人の同意なしに公にされれば、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第8条第1号本文に該当する。

なお、診断結果は、条例第8条第1号ただし書イからハのいずれの情報にも該当しない。

イ 過去の取扱いと異なることについて

ところで、異議申立人は、過去に事故報告書の開示請求をしたとき

には、診断結果の部分は開示されており、本件においても開示されるべきであると主張している。

実施機関によれば、過去同様な工事事故報告書に対する開示請求があり、当該決定においては、個人識別性を除いた上で、本件処分で不開示とした診断結果の記述のうち、治癒に要する期間に係る部分を開示した。

しかし、本件処分に当たって、個人情報保護の要請が高まる中で、診療録や診断書に記載される情報を参考に改めて傷病に係るプライバシー情報の範囲について検討を行い、不開示とするに至ったとのことである。

先に述べたとおり、条例は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、個人の人格と密接に関連しプライバシーを侵害するおそれのあるものを不開示情報としている。また、条例第3条においては、個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限に配慮しなければならないとしている。

これらから、開示とした処分は、個人に関する情報を取り扱う立場にある機関として、より慎重な判断がなされるべきであったと考える。

本来、実施機関が開示、不開示の決定を行うに当たっては、条例の趣旨に合致した統一的な判断がされなければならないものであるが、過去の判断と異なることをもって、本件処分の妥当性が否定されるものではない。

ウ 実務年数について

次に、実務年数であるが、この情報は本件文書 に記載されており、本件文書 は、本件文書 を補足する調書として、峡東地域振興局林務環境部が作成したものである。

本件文書 は、本庁の部長への報告書である本件文書 と比べると工事期間や工事種別と規模が記載され、より詳細なものとなっている。

工事施工業者の欄についても、工事現場主任技術者及び事故の直接責任者を記載する欄があり、実務年数は、氏名、職名、年齢等とともに記載されているものである。なお、本件文書 の工事現場主任技術者及び事故の直接責任者欄には同一人が記載されている。

実施機関によれば、工事現場主任技術者（以下「主任技術者」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定された「工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつか

さどる」者であり、同法第7条第2号イ、ロ又はハに規定する知識及び技術又は技能を有する者の中から工事毎に選任されるものである。

主任技術者の実務年数は、特定の個人の建設工事に関する技術上の経験年数であって、学歴等と同じく個人の履歴である。さらに本件工事施工業者の従業者数からすれば、特定の個人が識別され得る情報でもあり、当該情報は条例第8条第1号本文に該当する。

また、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、或いは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、若しくは公務員に関する情報でもないため、本条本号ただし書きからハのいずれにも該当しない。

4 行政の説明責任について

異議申立人は、行政には事故報告から指名停止に至る経過を説明する責任があり、どの程度の事故がいかなる経験を有する現場監督者のもとで発生したのかを知るために、診断結果の記述のうち治癒に要する期間及び実務年数について開示すべきと主張している。

実施機関によれば、工事事故が発生した際には、要領の規定に従って指名停止の措置を行っており、当該措置については、その内容である指名停止措置を受けた業者名、期間及び理由等の措置の概要を県民情報センターで指名停止とした日から1年間、閲覧に供している。

このことからすれば、指名停止に係る措置についての説明責任は果たされているものと思われ、個人の具体的な負傷状況については、行政の説明責任を果たす中でも、みだりに開示してはならない、最大限に配慮すべき個人情報であって、異議申立人の主張は認められない。

5 結 論

以上、当審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

6 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
平成15年 9月11日	諮問
平成15年10月 6日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成15年11月28日 (平成15年度第7回審査会)	審議
平成16年 1月 9日 (平成15年度第8回審査会)	審議

山 梨 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職 名	備 考
内田 清	弁護士	会 長
中山 光勝	身延山大学教授	会長代理
石原 喜文	山梨学院大学教授	
牧野 治	元山梨県出納長	
渡邊 幸恵	公認会計士	